特定装置の種類	規則番号
一～三の六　（略）	（略）
三の七　（略）	第七十九号第二改訂版
三の八～三十四の二　（略）	（略）
三十四の三　第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	第百三十号
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版
三十五～三十八　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
（略）	（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目
特定装置審査試験項目別費用額	特定装置審査試験項目別費用額
一～八十七　（略）	一～八十七　（略）
八十八　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	八十八　保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験
八十八の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	
八十八の三　（略）	八十八の二　（略）
八十九～九十三　（略）	八十九～九十三　（略）
備考　（略）	備考　（略）
（略）	（略）
十八万七千円	十八万七千円
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月十日から施行する。

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令型操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るものを除く。）は、平成三十三年三月三十一日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車に備えるかじ取装置に係る認定にあっては、平成三十五年三月三十一日）までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（自動命令型操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。